


三

社書深松尾氏

|                             |     |  |  |
|-----------------------------|-----|--|--|
| 日 月 送 受 號 課 局 議 合           |     | 欄 號 課 局 管 主  |  |
| 第                           | 第   |       |  |
| 號 送                         | 號 受 |  |  |
| 月 月                         | 月 月 |  |  |
| 日 日                         | 日 日 | 案 起 昭 和 二 十 五 年 十 二 月 十 日<br>判 決 月 日<br>合 校<br>受 局 課 付<br>行 施 一 月 十 二 日<br>日 號<br>主 任    |  |
| 大臣<br>次官<br>告示案<br>厚生省告示第二号 |     | 長官<br>次長<br>防疫局長<br>庶務課長<br>業務課長<br>指導課長<br>物資課長<br>医務課長<br>防疫課長<br>秘書課長<br>庶務課長<br>會計課長 |  |

甲乙



●厚生省告示第二号  
昭和二十一年三月厚生省告示第三十  
四号(地方引揚援護局の名称及び位置  
の件)中「字品引揚援護局 広島縣広島  
市」を削り、昭和二十二年十二月三十  
一日から、これを適用する。  
昭和二十三年一月十二日  
厚生大臣 一松 定吉

昭和二十一年三月厚生省告示第三十四号(地方引揚  
援護局の名称及び位置の件)中「字品引揚援護局  
広島縣広島市」を削り昭和二十二年十二月三十日  
からこれを適用する。

昭和二十三年一月十二日  
厚生大臣 一松 定吉

めくれず



昭和二十三年一月一日

次  
子孫の家。

大臣。

同  
律第一條

復員局が復員局残務処理部

昭和二十三年政令第三百二十五号施行の

野村  
紙字面野紙乙

裏面白紙

厚生省



野紙 洋紙半面 野紙乙

際現に於て復員高の職員（同政令に  
一項の規定による者を除く）が別に辞  
令を發せられたいときは同俸給をも  
つて復員高に復員高職務処理部  
勤務を命ぜられたものと心得らるゝと

昭和二十三年一月一日

大臣

厚生省

裏面白紙



裏面白紙

野紙  
洋紙  
半面  
野紙  
乙

違第ニ律

各地万復員西残務処理部

昭和三十三年政令ヲ三百二十五号施行の  
際現に各地方復員局の職員(同  
政人ニカ一項の規定による者を除く)が  
別に律令ニと裁せられなきは同律令  
ニ基いて当該地方復員西残務処理部

厚生省



置紙 洋紙 半面 野紙 乙

勤務を命ぜられたものと心得ること

昭和三年一月一日

大臣

厚生省

裏面白紙



政令第百五号

昭和二十三年六月二十日 公布

事務三課  
事務三課  
事務三課

第二復員局及び地方復員局が掌っていた事務の中、揚海、船舶の保  
管法にこれらに関連する事務は、これを運輸大臣の管理に、その他  
の事務は、これを厚生大臣の管理に属させる。  
厚生省第一復員局はその名称を厚生省復員局に改め、同局は従前の  
事務の外、前項の規定により、厚生大臣の管理に属させられた第二  
復員局の掌っていた事務を掌る。  
地方復員局は、その名称を地方復員局事務処理部に改め、第一項の  
規定により、厚生大臣の管理に属させられた地方復員局の事務処理に  
関する事務を掌るものとし、これを厚生省所属機とする。  
二項の部局及び機関の職員の官名、定員及び所掌事項は、従前の  
例による。  
第一項の規定により、運輸大臣の管理に属させられた第二復員局の

掌っていた事務を掌らせるため、臨時に運輸省海運総局に揚海管船  
部を置く。  
第一項の規定により、運輸大臣の管理に属させられた事務に従事さ  
せるため左の職員を増置する。

|           |    |       |    |
|-----------|----|-------|----|
| 運輸事務官又は校官 | 専任 | 一人    | 一級 |
|           | 専任 | 四百十六人 | 二級 |
|           | 専任 | 千五十七人 | 三級 |

この政令は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。  
昭和二十二年政令第百十五号（昭和二十年勅令第五百四十二号、  
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く復員廳の部  
局に對する措置に關する政令）の一部を次のように改正する。  
第二條を削り、第一條の條名を削る。



この政令施行の際現に第二復員局又は地方復員局の職員に在る者の中第一項の規定にキリ、運輸大臣の管理に属させられた事務に従事するものは、別に辞令を登せられなむときは、復員事務官、運輸事務官に、復員技官は、運輸技官に、同級及び同俸給を以てそれぞれ任せられたものとす。